

最高裁判所 契約監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成30年1月12日(金) 最高裁判所中会議室
委員	委員長 野澤正充(立教大学大学院法務研究科委員長) 委員 根本清(元会社員) 委員 山内久光(弁護士)
対象期間	平成29年4月1日~平成29年9月29日
契約の現状等の説明	平成29年度上半期における契約状況について
個別審議案件 (5件)	<p>契約件名：最高裁判所汎用受付システムの運用保守等 契約金額：15,714,000円 契約締結日：平成29年4月3日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所</p> <p>契約件名：司法研修所及び裁判所職員研修所等エレベーター等設備保守 契約金額：11,469,600円 契約締結日：平成29年4月3日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所</p> <p>契約件名：アジア太平洋最高裁判所長官会議の開催支援業務 契約金額：15,306,543円 契約締結日：平成29年4月27日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所</p> <p>契約件名：シュレッダーの購入 契約金額：27,304,992円 契約締結日：平成29年9月26日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所</p> <p>契約件名：司法研修所及び裁判所職員総合研修所等庁舎消防用設備点検保守 契約金額：2,700,000円 契約締結日：平成29年4月3日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所</p>
次回抽出委員の指定	野澤委員長を次回委員会における審議案件抽出委員に指定

委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし

(別紙)

質 問 ・ 意 見	回 答 等
<p>個別審議案件</p> <p>(1) <u>最高裁判所汎用受付システムの運用保守等</u></p> <p>(問) 本システムの開発業者はどこか。また、開発時期はいつころか。</p> <p>(問) 保守業務について、開発業者に優位性があるのか。</p> <p>(問) 障害等のインシデントは、1年間にどのくらい起きているのか。</p> <p>(意見) イニシャルコストがかかってしまうため他の業者が参入してこないとの事情があると考えられ、現状、一者応札が継続しているのもやむを得ない。</p> <p>(2) <u>司法研修所及び裁判所職員総合研修所等エレベーター等設備保守</u></p> <p>(問) 本件受注者は他社が開発したエレベーターに対応できるとのことであるが、契約業者と競争できる業者はいるのか。</p>	<p>(答) 開発業者は、本件の契約業者である。また、開発は平成13年である。</p> <p>(答) 開発業者は、本システムに連携するシステムについて知識を有しているという点で優位性がないとは言えないが、この点が参入障壁とならないよう、調達手続において、できる限り多くの資料を閲覧できるようにしている。</p> <p>(答) 小さな障害はいくつか起きているが、システムが停止してしまうようなクリティカルなものは起きていない。</p> <p>(答) 過去の入札実績から考えても、本件受注者と競争が可能な業者はいる。他のエレベーター保守専門業者も過去参加しており、ビル管理業者もエレベーター保守を請け負っている。</p>

(問) 別業者が受注した場合に、定期点検の報告等について業者によって異なり、年度ごと業務の引継に支障があるとの事情はないのか。

(答) 法令によって点検項目も報告様式も定められており、そのような事情はない。

(問) 複数のメーカーのエレベーターの保守をまとめて調達するとメーカー系の保守業者は参加しにくいので、メーカーごとに調達することは考えられないか。

(答) コスト面で割高になる。

(意見) 本件受注者以上に安価で落札できる業者がおらず、分割して調達すればコストがかかると考えると、一者応札もやむを得ない。

(3) 第17回アジア太平洋最高裁判所 長官会議の開催支援業務

(意見) 物品購入や保守等の役務と異なり、この種の調達においては、価格以外の要素が契約業者を決定する際に重要ではないか。つまり、本案件において国益に適うとは、経済的な損失がないことだけでなく、国としての品位や接遇に対する評価にも関わっている。したがって、単純に安価であるという視点だけで評価するわけにはいかない。

(問) この種の案件を行う場合、民間では、プレゼンテーションをさせて価格以外の要素を考慮しているが、本件についてはどうであったか。

(答) コンサルティングの調達において、技術審査を行い、業者を選定した。その後、コンサルティング業者と意見を出し合いながら企画を練り上げていった。本件は、その結果を踏まえて調達したものである。

(4) シュレッダーの購入

(意見) 業者から提出された参考見積に掛け率をかけることは妥当な方法と考える。今後は、予定価格が市場価格をより反映できるように掛け率を合理的に調整していくことになろう。

(問) 業者が提出する参考見積がなぜ高いのか。

(答) 理由は判然としない。今後も分析していきたい。

(5) 司法研修所及び裁判所職員総合研修所等庁舎消防用設備点検保守

(問) 最高裁判所の案件を受注しているというネームバリュー、点検員等のスキルアップ、他省庁の入札に参加するための実績作りなどの理由があるとしても、なぜ今年に限って低価格での入札に至ったのか。

(答) ネームバリューと実績作りについては、常々受注者が意識しており、どうしても受注したいとの思いがあると聞いている。

(問) 保守が十全になされていたかをどのように判断するのか。

(答) 消防署の点検もクリアしており、十全になされていたと考える。

(問) 予定価格の17%という低価格の入札で、過去の入札金額では他者が落札していたと考ええると、入札に関する情報がどこかで漏れいした可能性はないのか。

(答) 契約金額は公表しているため他者も知ることができる。入札に関する秘密が漏れたということはない。

(意見) 予定価格の積算は適正だった。今回は競争の結果と捉えてよいと考える。